

# 法友ヨット倶楽部 規約



# 法友ヨット倶楽部 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、法友ヨット倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

2 本会は学校法人法政大学等、関係団体との窓口機能を有し、これを代表する

## 第2章 目的と事業

(目的)

第2条 本会は、法政大学体育会ヨット部（以下「ヨット部」という。）の発展と各部員の人間的成長をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) ヨット部及び部員への支援、指導

ア ヨットマン、ヨットウーマンとしての人間的成長機会の提供

イ ヨット部の運営に対する支援

ウ 海上の安全、技術の向上並びに知識の普及に対する指導

(2) 会員相互の協力と親睦を図るための事業

(3) 関係諸団体との連携並びに交流

(4) 前各号に定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織

(会員)

第4条 本会の会員の資格は次のとおりとする。

(1) 法政大学卒業の際、ヨット部に在籍していた者

(2) ヨット部に4年間在籍していた者

(3) 前各号に定める者のほか、理事会の承認に基づき会員資格を付与することができる。

(特別会員)

第5条 会員たる資格を有しない者であつて、本会の趣旨に賛同するものは、理事会の承認を得て特別会員となることができる。

2 第6条（会費）、第7条（会員の資格喪失）、および第8条（除名）の規定は特別会員について準用する。

(会費)

第6条 会員は、毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

2 会費の細部は別に定める会費規程による。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次に掲げる理由によって資格を喪失する。

(1) 死亡

(2) 除名

(除名)

第8条 本会は、本会の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った会員を総会の議決によって除名することができる。

(支部)

第9条 本会の目的と事業推進のため本会に支部を置くことができる。

2 支部設置の細部は別に定める支部設置規程による。

## 第4章 機 関

### 第1節 機関の種類

(機関の種類)

第10条 本会に次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 運営委員会

### 第2節 総 会

(総会の性格および構成)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、総会出席者と役員で構成する。

(召集)

第12条 総会は、原則として事業年度（毎年1月1日～12月31日）終了後3ヶ月以内  
に開催し、会長が召集する。

2 召集時は、総会関係資料を封書、または、電子媒体で発送する。

3 次の場合には、会長は、請求された日から30日以内に臨時総会の召集しなければならない。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 理事が理事総数の2分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき。

(総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 規約の改廃及び諸規定の制定または改廃
- (5) 会員の除名
- (6) その他本会の運営の基本に関する重要事項

(総会の成立および議決)

第14条 総会は、総会出席者および各会員の議決（書面又は電子媒体を含む）書面議決の総数をもって成立することとする。

- 2 総会における会員の議決権は、前年度会費納入者に各々一つとする。
- 3 総会の決議事項は、総会出席者および各会員の議決（書面又は電子媒体を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、会員が記名した書面又は電子媒体をもって議決することができる。
- 5 前項により議決権を行使する場合については、総会出席者とみなす。

(議長の選出)

第15条 議長は、総会において選任する。

(運営)

第16条 総会運営の細部は別に定める議事運営規程による。

### 第3節 理事会

(理事会の性格および構成)

第17条 理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、理事で構成する。

- 2 理事会は、本会の執行機関として総会、理事会の決定事項を執行する権限と責任を負う。

(招集)

第18条 理事会は、理事長が必要であると認めるとき、これを召集する。

(理事会の決議事項)

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 第13条(総会の決議事項)に掲げた総会に提案すべき事項
- (2) 会費の額、その徴収方法に関する事項
- (3) ヨット部の支援、指導等に関する事項、
- (4) ヨット部の監督の推薦に関する事項
- (5) ヨット部のコーチの選任に関する事項
- (6) 担当チーム、特別委員会に関する事項
- (7) 関係団体などの役員・理事等の選出に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、本会の運営に関する事項

(理事会による議決)

第20条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、予め通知された事項について、書面をもって委任することができる。

- 2 前項により書面をもって委任を行う場合については、出席した理事とみなす。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(各種委員会の設置)

第21条 理事会は、本会の目的及び事業の推進に関わる補助機関として、特別委員会を設置することができる。

#### 第4節 運営委員会

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、理事長が必要であると認めるとき、これを招集する。

(運営委員会の任務)

第23条 運営委員会は、理事会に提案すべき事項などを審議する。

#### 第5節 担当チーム、特別委員会

(担当チーム)

第24条 本会に理事会の議決を経て担当チームを置くことができる。

- 2 担当チームは、理事長が主管し、本会の運営及び第3条に規定する事業の企画又は運営を行うものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、担当チームについて必要な事項は、理事会が別に定める。

(特別委員会)

第 25 条 本会に理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、理事長が主管し、第 1 条の目的を達成するために必要な重要事項の調査研究及び特別な事業の企画又は運営を行うものとする。
- 3 前項の規定するもののほか、特別委員会について必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第5章 役員

(役員)

第 26 条 本会に、次に掲げる役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 会長、副会長を含み 25 名以内
- (5) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第 27 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本会の活動を推進するため会務を主宰する。  
会長および副会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 理事は、本会の活動を推進するため会務を分掌する。
- (5) 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員を選出)

第 28 条 役員は次の通り選出する。

- (1) 会長は総会において、会員のうちから選出する。
- (2) 副会長は総会の同意を得て会長が会員のうちから選任する。
- (3) 理事は総会において、会員のうちから選出する。なお、選任にあたっては、原則、当該理事への推薦者数、会長推薦を考慮し決定する。
- (4) 監事は総会において、会員のうちから選出する。
- (5) 理事長は総会の同意を得て会長が会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第 29 条 役員の仕事は、原則として総会から 2 年後の総会までとし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員 の 辞任)

第 30 条 役員 の 辞任 は、理事会 で 決定 する。

(役員 の 補充)

第 31 条 役員 に 欠員 が 生じた ときは、理事会 で 補充 することができる。補充された役員 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 と する。

## 第 6 章 事業年度および会計

(事業年度)

第 32 条 本会 の 事業年度 は、毎年 1 月 1 日に 始まり、12 月 31 日に 終わる。

(収支)

第 33 条 本会 の 経費 は、会費、寄附金 其他 の 収入 を もって 充てる。

## 第 7 章 附則

(規程 の 制定)

第 34 条 この 規約 で 定める もの の ほか、本会 の 運営 に 関して 必要 な 事項 は、会長 が 理事会 に 諮って 別に 規程 と して 定める ことができる。

(規約 の 疑義)

第 35 条 この 規約 の 解釈 に 疑義 が 生じた ときは 理事会 の 決議 に よる。

(実施 期日)

第 36 条 この 規約 は、最新 の 改訂 内容 を もって 実施 する。

- (1) この 規約 は 2016 年 2 月 27 日 一部 改訂
- (2) この 規約 は 2017 年 3 月 11 日 一部 改訂
- (3) この 規約 は 2018 年 3 月 17 日 一部 改訂
- (4) この 規約 は 2022 年 3 月 12 日 一部 改訂
- (5) この 規約 は 2023 年 3 月 11 日 一部 改訂

## 法友ヨット倶楽部 規程

### 慶弔規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会規約第2条、第3条にもとづいて定める。

#### 1. 弔意

ア 会員、会員の配偶者の逝去に際しては会長、理事長が協議の上対応  
(香典、生花、弔電等)を決定する

① 通夜、告別式参列の有無、部旗持参等は、会長、理事長、監督が協議の  
うえ決定する

② 生花および香典の金額に関しては会長と理事長が協議し決定すること  
とする

イ 他大学ヨット部のOB・OG会、関係団体に対しては弔電対応を基本とし、会長、  
理事長が協議の上決定する。

#### 2. 慶意

ア 会員、他大学ヨット部のOB・OG会、関係諸機関に対しては祝電対応とする。

イ 祝儀等が必要な場合は会長と理事長が協議し決定する。

### 会費規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会規約第6条、第33条にもとづいて定める。

(目的)

第2条 この規程は、本会規約第2章目的と事業の推進に向けた財政基盤確立の  
ため、会費の額等を定める。

(年会費の額及び支払い方法)

第3条 法友ヨット倶楽部年会費は本会が責任をもって徴収・管理し、規約第6条に定める金額は以下の通りとする

(1) 年会費と内訳

|                 | 卒業5年目<br>迄の会員 | 卒業6年目<br>以降の会員 |
|-----------------|---------------|----------------|
| 年会費             | 15000円        | 15000円         |
| (内訳)            |               |                |
| ① 本会事業資金        | —             | 9000円          |
| ② 新艇購入支援基金      | 3000円         | 3000円          |
| ③ レスキュー購入支援基金   | 3000円         | 3000円          |
| ④ 新OB/OG「きずな基金」 | 9000円         | —              |
| ⑤ 学生支援積立金       | —             | (※1)           |

(※1) 次年度繰越金残高等、本会の財政状況を踏まえ毎年度の総会で支援額を決定する。

(2) 支払い方法： 預金口座からの引落または振込の一括払い

(3) 支払い時期： 初回引落は6月、その後最終12月末迄に引落し、または銀行送金  
(会費の免除)

第4条 理事会の承認を得た場合、会費を免除することができる。

**支部設置規程**

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会規約第2章目的と事業、第3章組織 第9条に基づいて定める。

(支部設置基準)

第2条 全日本学生ヨット連盟水域単位で以下の条件を満たし活動を行う希望がある場合は理事会の承認を得て支部を認める  
但し、会員名簿の提出を義務とする

1. 名称： 法友ヨット倶楽部の次に「学連水域名」支部とする  
(例：法友ヨット倶楽部〇〇支部)
2. 地域： 関東学連を除く以下の学連水域単位とする  
北海道 東北 中部 近畿北陸 関西 中国 四国 九州
3. 基準： 地域において他大学OB会との連携、交流があり、会費収入が本部にあること。

新入部員のスカウト活動ができること

4. 補 助： 承認した支部に対する補助は、活動内容などを理事会で精査の上、決定する。

## 議事運営規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会規約第16条にもとづいて定める。

(目的)

第2条 この規程は本会の決議機関である総会議事の民主的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(司会者)

第3条 司会者は、理事会が任命し開会から閉会にいたるまでの司会にあたる。

(資格審査)

第4条 理事会として理事長を資格審査委員に推薦する。資格審査委員は、資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(資格審査委員の任務)

第5条 資格審査委員は、規約第14条にもとづいて、総会出席者数および書面議決などについて総会に報告する。

(議長の選出)

第6条 資格審査委員の報告に続き、総会出席者の互選により議長を選出する。

(議長の権限)

第7条 議長は、総会を代表し、議場の秩序の維持ならびに議事進行の調整にあたり、議場内における諸規則に反する行為または議事を混乱させる行為の停止、又は総会に諮りその者の退場を命じることができる。

(議事録の作成)

第8条 議長は、書記2名以上任命し、議事録を作成する。

(議事運営)

第9条 理事会は予め総会の議事運営にあたり次の事項をおこなう。

- (1) 議事日程の調整
- (2) 議事進行に関する事項全般
- (3) その他総会の運営に必要な事項

(緊急動議)

第10条 総会、理事会の任務およびその民主的な運営、円滑な進行の必要性に鑑み、総会における緊急動議は認めない。

(付則)

第11条 この規程に疑義が生じたときは理事会の議決による。

(実施期日)

第12条 この規程は2023年3月11日から実施する。

### 住所規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会規約第33条にもとづいて定める。

(1) この規程は本会の会計を実施するにあたり円滑な運営を図ることを目的として規定する

(2) 本会の住所は当該年度の理事長の住所とする

法友ヨット倶楽部 理事長 福永貴之

郵便番号 124-0001

住 所 東京都葛飾区小菅4-21-24-301

## **理事会・確認事項**

○2018年2月24日理事会確認：理事長の下に以下チーム・特別委員会を設置する

### **【担当チーム】**

1. 総務チーム：（メンバー：理事及び会員より若干名を選任）
  - ア 機関運営：総会・理事会・運営委員会等の運営及び業務委託窓口
  - ① 機関開催の案内及び資料作成・とりまとめ
  - イ 業務委託先（コンポーズ・ユニ他）との連携
  - ウ 会計管理：法友ヨット倶楽部会計の管理
  - ② 会費納入状況の管理及び会員名簿の整理
  
2. 支援チーム：（メンバー：理事及び会員より若干名を選任）
  - ア 現役支援：現役支援に関わる実務全般
  
3. 事業チーム：（メンバー：理事及び会員より若干名を選任）
  - ア 6月：6大学OB戦、10大学OB戦、A級ディンギーOB全日本大会
  - イ 7月：ヨットを楽しむ会
  - ウ 11月：校友会総会
  - エ 1月：ハワイ遠征
  - オ 3月：ヨット部卒業生を送る会
  - カ 年間：学連・10大学対応 他
  - キ インカレ（全日本・関東）応援支援
  - ク 新歓支援
  
4. 広報チーム：（メンバー：理事及び会員より若干名を選任）
  - ア 広報活動（含. ホームページ）
  - イ 法政大学体育会ヨット部OBOG Facebook 運営

### **【特別委員会】**

- 葉山合宿所改築・新築検討委員会：
- ・葉山合宿所の生活環境改善（改築）および耐震補強の検討
  - ・合宿所新築の計画

○2018年2月24日理事会確認：

会長の下に以下体制を整備し、日常運営にあたる。

体制図（2018年3月～2024年3月）

